

## 市民へのメッセージ

令和2年4月11日に政府において、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が変更され、緊急事態措置の対象となった特定都道府県（7都府県）以外の道府県にも、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請」を拡大することを決定しました。

また、岩手県におきましても、政府の決定を踏まえ、4月12日付けで、知事のメッセージとして、同様の要請をしております。

私からも従来よりお願いしております、手洗い、咳エチケット等の励行や、換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」の「3つの『密』」を避ける行動をとっていただくことに加え、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を控えるよう、強くお願いいたします。

令和2年4月13日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（盛岡市長） 谷藤裕明